

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部－法規－本事－606	承認日	1976.3.17	1/1
職能団体への参加費の補助について					作成者	承認者
					国光哲夫	原 和人

1. 医師について

日本医師会、県医師会については各院所計1名（院所長）を加入させ、全額協会負担とする。
郡・市医師会については、医長及び医長待遇以上を加入させ、全額協会負担とする。
学会参加については、全額個人負担とする。

2. 医師以外の職種について

会費及び入会費について、その1/2を協会より補助する。

1973年3月 日 制 定

1976年3月17日 一部改訂